

輸入検査において草の種子の混入が確認された場合の措置に関する研究

- 令和4年の植物防疫法の改正により、有害動植物に草が追加され、**草に対する輸入検疫措置を講じることが可能**となった。
- 令和5年度から令和7年度のレギュトリーサイエンス研究推進委託（RS）事業「輸入検査における雑草種子に対する検疫措置に関する研究」においては、**輸入栽培用種子について、草の混入実態調査や混入した草の消毒等、検疫措置の開発に係る研究を実施**。
- その他の経路として考えられる**乾燥牧草、飼料用穀類及び食用穀類について、草の混入実態調査や消毒技術の検証を行うとともに、国内農地で問題となっている草の侵入経路に関する調査を実施する必要**。

現状と課題

- R5年度～R7年度のRS事業においては、輸入栽培用種子について研究を行ってきたところであるが、草を輸入検疫の対象とするためには、その他の侵入経路についても草の混入実態の解明等の研究を行う必要。
- 特に、海外から大量に輸入されている乾燥牧草、飼料用穀類及び食用穀類を介して、草が侵入するリスクが考えられるが、**実行可能な輸入検疫措置に関する知見が十分でない**。
- このため、**乾燥牧草、飼料用穀類及び食用穀類に混入する草に対する実効可能な輸入検疫措置の確立**に向け、混入実態調査等の調査が必要。

必要な研究内容

<草の輸入検疫措置に関する調査研究>

1. 輸入乾燥牧草、輸入飼料用・食用穀類における草の混入実態調査
2. 消毒技術の検証
3. 農地以外を含む草のまん延実態に関する調査

本課題では、以下について実施。

- ① 輸入乾燥牧草、輸入穀類に混入する草について、種類・混入率等の調査、同定方法に関する資料の作成、農業被害等に係る文献情報の収集・整理等
- ② 国内外で乾燥牧草、穀類に適用されている既存の消毒基準等について、あらゆる草種子の失活への有効性の検証
- ③ 国内農地で問題となっている草について、侵入から農地へのまん延に至る経路等の推察や、園芸用植物等のエスケープの対策事例の調査

研究成果の活用

- 乾燥牧草、穀類に混入する草の実態調査の結果及び消毒技術の検証結果を踏まえ、効果的かつ実行可能性のある輸入検疫措置を検討
- 輸入港から農地に至るまでの草の侵入経路を解明

- **研究で得られた科学的データ等を基に、農業生産への被害が大きい草を検疫有害植物に規定し、輸入検疫の対象として国内への侵入防止を図る。**